定信公

三輪家に於て遺ぶ

涉園筆記

拾弐冊

弐冊

34

宮内省

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

易質素を尚ぶとは素の道なりこの中
[illegible]流の要[illegible]
凡の質あるは文あり[illegible]
文質[illegible]質の文[illegible]
[illegible]質[illegible]文[illegible]

るもの極〻を寄りてゝ
安んじ敬の心を生ぜ尚院の志あり

書にと番ハ新らしきをたゝもつ人あれ第一
妙の事に器を用ゆるハ番の人く捨給
をも捨ずして用ゆるを志ハ物者とハいふ
為に器ハ婦人ハ捨ずとたゝいひ給
いまゝてをく新こうをかしてふる器を
ひ求むるハかの妖物の戒めなり

を雅なるまゝに如何なる金き器をもて新
番をいやしとなす所を捨ものの
金言たるまし武事なり

以く年始のまゝの八くの人の世れ
おぐしくしたいのゝ結髪かく
浮世の風をうたし書よりまゝ家に
つゝ多器八祖先の所澤ものゝ作んゝ
ハいといやゝ作こまゝ形このゝ人物
紀乃東めたたゝ高貴ゝうとて

まうもうひ求わ佐井ハ物まもまうたて
ひとの所りくくくくも價いやまきとかひ
求りんハ鄙劣浅志なり價ゑるんハこまるぬ
ゑるとも拾ぶる志ゑに賞けハ物とひ求む
はこくくくくくくくハ家はいま家に傳ゑたて
年たるくくあひ様てうひ求わ又ハ求なるとて
ハ求わんとくくゑるいやまき井ハ物まもき
なりかくなる代物のうる道みいやまきへ
みてうゑるの求りんとくおくくゑる富家

てうひ求わ佐眼をうるこそ乃ちるの像ゑん
とるふハ家道の浅いらんうるくくく家へ第ん
いま焼の所用ゑくくゑ家への貸今わ代物ゑも
ゑきゑもとも有り今ひみこそ物ゑる品その
えのハ物くくくるまくゑ物をうくくゑ代
きゑるさかくハくハ代者代の物家に物ゑるくく
物くくる金濃ゑ又ハ書合屏風物なるこの乃ま
その物金ゑ器うゑ物ゑくくなるとも古雅乃
ゑを失なりんくゑ物くゑ物をゑくくまるうるハ物なる

を[illegible]ことを[illegible]ことを[illegible]ことを[illegible]
ひとつ[illegible]ひとつ[illegible]ひとつ[illegible]
[illegible]
[illegible]

引ちゝ浦の姫と亦ゝ海おとしきとも云
を失ひ乃ち其ゝ子の小兒の頭みおりん
ものを如きとりて其の小兒の頭みおりん
ハ意れしとおいふ亦しかるハ亀の殺ちしる
兵令姫ゝ其ハ中のみなるを改も其之也
所に其を捨ハいきものの姿も合ます殺風
景とゝ思しを其ゝ本に四を用
ゆゝを数ゝ者ゝ海ゝ亦しかるを作ゝ
用ゆゝも別を疑ハ其ゝ作ゝ

雅なりとて門ゝ前ゝ多ゝ人ゝ集ゝ
来ゝ参ゝ詣ゝ者ゝ其の後ゝを守ゝ
れ

第宝四年小社ゝ新宮尾国ゝ
ゝ也ゝ社ゝ記ゝ社ゝを求ゝ遊ゝ
行ゝ年ゝを去ゝ月ゝ日ゝ月ゝ廣ゝ
ゝ蔵ゝ第ゝ四ゝ年ゝ
花ゝ蕊ゝ流ゝ風ゝ流ゝ雅ゝ遊ゝ
ゝ小ゝ宮ゝ社ゝ

なをしあるものをとりあつめて弥増花着
をなし分外の物数を尋ねとるもあり
しるいはんとしをもつ屠人又八中源
こしらへ精ちあんとをもつかとあり
あるれ金席出一汁一菜あるいは二菜あるいは浸物
酒あるいは出ものもさらに一三種ありあるべし
ふにしく八廉廉乃肉成仍ち種とし海のもの
かたは過ぎしの肉出をを捨とり捨こし
ふみかもはかの利かのい事さきらなんとする屠を

りしくやはり色八家表しのはをもとうをう
をるいうの屠ぬくしもあれ大きれるを胴屠も
伝屠ともるるとなきと家八いうかもれ
ををのもあられざもと遠川国屠ををる
ぬがち性来をを多くの費をうけて求る八肖丹
り屠宴をあるとうへ亜ある家なと製下伝を
れ事にをかくあるへもも性菜ちしかく
ハしうるし
かけをのをのをのもの西をもをもハをの人を屠

[illegible]

[illegible]

[illegible]

文化十四年
壬十一月朔日去信来写
三松亭